

令和元年度

事業概要

水道局



# 目 次

I	水道局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和元年度 主要事業	10



## 水道局の概要

1. 局長 広瀬 朋義
2. 局の職員数 689 人（令和元年 5 月 1 日現在）

### 3. 令和元年度予算の概要

#### （1）水道事業会計 予算

##### ①収益的収入及び支出 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 水道事業収益	38,864,609	1 水道事業費	35,236,053
歳入合計	38,864,609	歳出合計	35,236,053

##### ②資本的収入及び支出 (単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 資本的収入	2,295,702	1 資本的支出	15,245,033
収入合計	2,295,702	支出合計	15,245,033

#### （2）工業用水道事業会計 予算

##### ①収益的収入及び支出 (単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 工業用水道事業収益	1,732,656	1 工業用水道事業費	1,538,266
収入合計	1,732,656	支出合計	1,538,266

##### ②資本的収入及び支出 (単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 資本的収入	874,100	1 資本的支出	2,425,373
収入合計	874,100	支出合計	2,425,373

## 水道局

## 経営企画課

## ＜総務係＞

- (1) 局及び課に属する庶務及び局内事務の連絡調整に関する事。
- (2) 渉外事務に関する事。
- (3) ほう賞金及び表彰に関する事（職員に対するものを除く。）。
- (4) 文書に関する事。
- (5) 公印の管守に関する事。
- (6) 広報及び広聴事務に係る連絡調整に関する事。
- (7) 庁舎の管理に関する事。
- (8) 加入電話の管理に関する事。
- (9) 神戸市水道サービス公社に関する事。
- (10) 局のコンプライアンスの推進に関する事。
- (11) 局内監査に関する事。
- (12) 局に属する物品の購入及び賃貸契約，工事及び製造その他の請負契約，委託契約並びに不用物品の売却契約に関する事。
- (13) 法規の運用並びに条例及び管理規程の制定及び改廃に関する事。
- (14) 争訟の統轄に関する事。
- (15) 金銭出納証券の審査に関する事。
- (16) 現金及び有価証券の運用並びに出納保管に関する事。
- (17) 担保金の管理に関する事。
- (18) 金融機関との契約及び連絡に関する事。
- (19) 金融機関の検査に関する事。
- (20) 局内金銭出納事務の調整に関する事。
- (21) 収入及び支出の認証に関する事。
- (22) 局の物品（たな卸資産を除く。）の総括に関する事。
- (23) 局に関する予算の編成並びに管理に関する事。
- (24) 財政計画及び資金計画に関する事。
- (25) 決算並びに必要な諸表の作成に関する事。
- (26) 市会議案に関する事。
- (27) 企業債及び一時借入金に関する事。
- (28) 一時貸付金に関する事。
- (29) 基金及び積立金の管理に関する事。
- (30) 剰余金の処分及び積立金に関する事。
- (31) 計理及び業務状況の報告に関する事。
- (32) 固定資産の総括事務及び管理に関する事。
- (33) その他財務に関する事。
- (34) その他特に命じられた事項に関する事。

## ＜職員係＞

- (1) 職制に関する事。
- (2) 職員の人事に関する事。
- (3) 職員の服務に関する事。
- (4) 職員の公傷病に関する事。
- (5) 職員の給与に関する事。
- (6) 労働組合に関する事。
- (7) 職員の表彰並びに懲戒及び分限に関する事。
- (8) 水道局職員分限懲戒審査会に関する事。
- (9) 職員の安全管理に関する事。
- (10) 研修施設の管理運営に関する事。
- (11) 職員の衛生管理に関する事。
- (12) 水道局職員衛生管理審査会に関する事。

- (13) 職員の福利厚生及び慰安教養に関すること。
- (14) 服制に関すること。
- (15) 職員の研修に関すること。

計画調整課

<調査係>

- (1) 課に属する庶務に関すること。
- (2) 経営の基本に関すること。
- (3) 水資源施策及び水利権の基本に関すること。
- (4) 料金制度の調査及び研究に関すること。
- (5) 原価計算及び経営分析に関すること。
- (6) 各種統計の研究，指導及び改善に関すること。
- (7) 阪神水道企業団に関すること。
- (8) 兵庫県水道用水供給事業に関すること。
- (9) 上下水道事業審議会の庶務（水道局所管に限る。）に関すること。
- (10) その他経営に関する重要事項の調査統計及び企画に関すること。

<広報活用係>

- (1) 水道事業に関わる広報・コミュニケーションの推進に関すること。
- (2) 水の科学博物館の管理運営に関すること。
- (3) 水道局指定管理者選定評価委員会に関すること。
- (4) 羽束川・波豆川流域水質保全協議会に関すること。
- (5) 付帯事業に関すること。
- (6) 公有財産管理事務の調整に関すること。
- (7) 不動産の取得，借入れ及び処分の手続きに関すること。
- (8) 不動産の取得及び借入れに伴う補償に関すること。
- (9) 貯水池等及び建物の保険に関すること。

<計画係>

- (1) 局の基本的施策の立案及び調整に関すること。
- (2) 基幹施設整備工事の計画及び調整に関すること。
- (3) 水道の技術的調査研究に関すること。
- (4) 民営簡易水道統合及び未普及地区解消に係る計画の立案に関すること（他の課及び事業所の事務分掌とされているものを除く。）。
- (5) 水資源確保（中水道・海水淡水化・地下水等）に係る調査及び研究に関すること。
- (6) 水・インフラ整備に関する国際貢献に関すること。
- (7) 水道事業の広域連携に関すること。
- (8) 重要事項（管理者の指定するものに限る。）の調査及び計画に関すること。

事業部

配水課

<事務係>

- (1) 部及び課に属する庶務並びに部内事務の連絡，調整及び改善に関すること。
- (2) 導，送水管（管理者の指定するものを除く。）及び配水管の維持，改良

- 工事の事務に関すること。
- (3) 都市計画事業に伴う配水管の整備工事の事務に関すること。
  - (4) 配水管の受託工事の事務に関すること。
  - (5) 配水管整備増強工事の事務に関すること。
  - (6) 基幹施設整備工事のうち送，配水管工事（管理者の指定するものを除く。）の事務に関すること。
  - (7) 団地給水工事（送，配水管工事に限る。）の事務に関すること。
  - (8) 工業用水道の配水管の維持，改良工事の事務に関すること。
  - (9) 指定給水装置工事事業者及び指定工業用水道工事事業者に関すること。
  - (10) 開発行為等に伴う給水，民営簡易水道統合及び未普及地区解消に係る連絡及び調整並びにこれらに付随する事務に関すること。
  - (11) 開発行為等に伴う給水計画及び他の工事計画との調整に関すること。
  - (12) 工事負担金等の契約及びこれに付随する事務に関すること。
  - (13) 地下水等併用水道の事務に関すること。

#### <配水係>

- (1) センター工事係に関連する連絡調整に関すること。
- (2) 配水管の維持管理に関すること。
- (3) 漏水防止工事の企画及び調査に関すること。
- (4) 水圧の調査及び統計に関すること。
- (5) 漏水修繕の調査及び統計に関すること。
- (6) 導，送，配水管工事の出来形整理及び統計に関すること。
- (7) 管路情報管理システムの管理及び運用に関すること。
- (8) 工業用水道の配水管の維持管理に関すること。
- (9) 道路工事調整協議会との連絡及び調整に関すること。

#### <管路設計係>

- (1) 導，送水管（管理者の指定するものを除く。）及び配水管の維持，改良工事の調査，設計及び検査に関すること。
- (2) 都市計画事業に伴う配水管の整備工事の調査，設計及び検査に関すること。
- (3) 配水管の受託工事の調査，設計及び検査に関すること。
- (4) 団地給水工事（送，配水管工事に限る。）の調査，設計及び検査に関すること。
- (5) 配水管整備増強工事の調査，設計及び検査に関すること。
- (6) 基幹施設整備工事のうち送，配水管工事（管理者の指定するものを除く。）の調査，設計及び検査に関すること。
- (7) 工業用水道の配水管の維持，改良工事の調査，設計及び検査に関すること。
- (8) 工業用水道の給水施設に関すること。
- (9) 土木積算に関する調査，連絡，調整に関すること（施設課の所管に属するものを除く。）。

#### <給水係>

- (1) 給水装置工事の検査及び技術的企画に関すること。
- (2) 給水工事材料の規格統一に関すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者の監督に関すること。
- (4) 地下水等併用水道に係る技術的支援，助言及び指導に関すること。
- (5) 開発行為等に伴う給水，民営簡易水道統合及び未普及地区解消に係る技術的支援，助言及び指導に関すること。
- (6) 開発行為等に伴う給水計画及び他の工事計画との調整に係る技術的支援，助言及び指導に関すること。
- (7) 開発行為等に伴う給水工事の連絡調整に係る技術的支援，助言及び指導に関すること（給水装置工事を除く。）。
- (8) 工事負担金等の積算に関すること。

業務課



## ＜営業係＞

- (1) 課に属する庶務に関すること。
- (2) センターお客さま係に関連する連絡調整に関すること。
- (3) 神戸市水道条例及び神戸市工業用水道条例の違反事項の調査及び処理に関すること。
- (4) 工業用水道に関する調査及び研究に関すること。
- (5) 工業用水道の営業，使用の承認その他業務手続に関すること。
- (6) 工業用水道の料金その他収入金の調定，収納及び還付に関すること。
- (7) 工業用水道のメーターに関すること。
- (8) 車両の保険及び整備の指導に関すること。
- (9) 情報システムの計画，開発，運用及び保守（他の所管に属するものを除く。）並びに関係課との連絡調整に関すること。
- (10) 情報セキュリティ対策の総括的な推進，指導及び調整に関すること。

## ＜改善推進係＞

- (1) お客さまサービスの向上策の企画及び推進に関すること。
- (2) 営業に関する調査及び指導に関すること。
- (3) 営業に関するシステムに関すること。
- (4) 事務改善に関する企画及び調整に関すること。

## 施設課

## ＜事務係＞

- (1) 課に属する庶務並びに浄水管理センター及び水質試験所に関する事務の連絡，調整及び改善に関すること。
- (2) 貯，浄，配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持，改良工事の事務に関すること。
- (3) 基幹施設整備工事の事務に関すること。
- (4) 団地給水工事の事務に関すること（他の課及び事業所の事務分掌とされているものを除く。）。
- (5) 工業用水道の導，送，浄，配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持，改良工事の事務に関すること。
- (6) 営繕工事の事務に関すること。

## ＜浄水係＞

- (1) 浄水管理センター及び水質試験所の連絡調整に関すること。
- (2) 貯，浄，配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持，改良工事の調査，設計及び検査に関すること。
- (3) 基幹施設整備工事（管理者の指定するものに限る。）の調査，設計及び検査に関すること。
- (4) 浄水の技術的調査に関すること。
- (5) 水量調整及び統計に関すること（浄水管理センターの事務分掌とされているものを除く。）。
- (6) 工業用水道の導，送，浄，配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持，改良工事の調査，設計及び検査に関すること。

## ＜設計係＞

- (1) 基幹施設整備工事の調査，設計及び検査に関すること（他の課，係及び事業所の事務分掌とされているものを除く。）。
- (2) 団地給水工事（送，配水管工事を除く。）の調査，設計及び検査に関すること。
- (3) 土木技術に関する連絡及び調整に関すること。
- (4) 特殊構造物の調査，研究，構造解析，設計及び検査に関すること。
- (5) 構造設計の改善に関すること。
- (6) 土木積算に関する連絡及び調整に関すること（配水課の所管に属するものを除く。）。

<機械係>

- (1) 機械設備工事の調査，設計，検査及び施行に関すること。

<電機係>

- (1) 電気設備工事の調査，設計，検査及び施行に関すること。
- (2) 防災行政無線通信設備の保守管理に関すること。

<営繕係>

- (1) 建築物の工事に係る調査，設計，検査及び施行に関すること。
- (2) その他営繕に関すること。

浄水管理センター

(2)

<事務係>

- (1) センターに属する庶務に関すること。
- (2) センターに属する業務（浄水事務所の所管に属するものを除く。）に付随する事務に関すること。
- (3) 水の科学博物館の運営に関すること（計画調整課の事務分掌とされているものを除く。）。

<保全係及び設備係>

- (1) 貯水，浄水に関すること。
- (2) 貯，浄，配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持管理並びに維持，改良工事（他の係，他の事業所の事務分掌とされているものを除く。）の施行に関すること。
- (3) 上水道水源のかん養に関すること。
- (4) 水量調整及び統計（管理者の指定するものに限る。）に関すること。
- (5) 機械・電気・計装設備の維持管理に関すること。
- (6) 基幹施設整備工事の施行（管理者の指定するものに限る。）に関すること。
- (7) 工業用水道の導，送，浄，配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持管理並びに維持，改良工事の施行に関すること。
- (8) 水の科学博物館の管理に関すること（計画調整課の事務分掌とされているものを除く。）。
- (9) テレメータ子局更新の施工管理に関すること。
- (10) 基幹施設の再整備に関する計画及び調整に関すること。
- (11) 国際インフラ協力事業に関すること。

〔保全係及び設備係の係別分掌事務は，水道事業管理者が定める。〕

<工事係>

- (1) 基幹施設整備工事（送，配水管工事にあつては，管理者の指定するものに限る。）の設計（設計の変更に関するものに限る。）及び施行に関すること。
- (2) 団地給水工事（送，配水管工事を除く。）の設計（設計の変更に関するものに限る。）及び施行に関すること。
- (3) 貯，浄，配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持，改良工事（管理者の指定するものに限る。）の施行に関すること。
- (4) 工業用水道の導，送，浄，配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持，改良工事（管理者の指定するものに限る。）の施行に関すること。

上ヶ原浄水  
事務所(3)

- (1) 浄水に関すること。
- (2) 貯, 浄, 配水施設(配水課の所管に属する管を除く。)の維持管理並びに維持, 改良工事(管理者の指定するものに限る。)の施行に関すること。
- (3) 水量調整及び統計(管理者の指定するものに限る。)に関すること。
- (4) 機械・電気・計装設備の維持管理に関すること。
- (5) 基幹施設整備工事の施行(管理者の指定するものに限る。)に関すること。
- (6) 工業用水道の取水, 浄水に関すること。
- (7) 工業用水道の導, 送, 浄, 配水施設(配水課の所管に属する管を除く。)の維持管理並びに維持, 改良工事の施行に関すること。
- (8) 前各号に付随する事務に関すること。

北神浄水  
事務所(3)

- (1) 貯水, 浄水に関すること。
- (2) 貯, 浄, 配水施設(配水課の所管に属する管を除く。)の維持管理並びに維持, 改良工事の施行に関すること。
- (3) 上水道水源のかん養に関すること。
- (4) 水量調整及び統計(管理者の指定するものに限る。)に関すること。
- (5) 機械・電気・計装設備の維持管理に関すること。
- (6) 基幹施設整備工事の施行(管理者の指定するものに限る。)に関すること。
- (7) 前各号に付随する事務に関すること。

水質試験所(2)

- (1) 水源の水質保全に伴う水質調査に関すること。
- (2) 浄水, 送配水及び給水過程の水質試験に関すること。
- (3) 浄水処理及び水質の調査及び研究に関すること。
- (4) 工業用水道及び簡易水道の水質試験に関すること。
- (5) その他の水質試験及びこれに付随する事務に関すること。

センター(2)

〔 東部・北 〕

<お客さま係>

- (1) センターに属する庶務に関すること。
- (2) 水道料金その他諸収入金の調定, 収納及び還付に関すること。
- (3) 使用水量の査定及び調査に関すること。
- (4) 水道料金その他諸収入金の未納整理に関すること。
- (5) 神戸市水道条例違反の調査及び報告に関すること。
- (6) センターにおける広報及び相談並びにお客様サービスの企画及び推進に関すること。
- (7) センターに属する業務に付随する事務(工事係の所管に属するものを除く。)に関すること。

<工事係>

- (1) 給水装置工事の設計実施及び調査に関すること。
- (2) 給水装置の維持修繕に関すること。
- (3) 貯蔵品の受払に関すること(給水工事材料に限る。)
- (4) 水道メーター(口径50ミリメートル以上の大型メーターを除く。)の維持作業に関すること。

- (5) 配水操作に関すること。
- (6) 導, 送水管（管理者の指定するものを除く。）及び配水管の維持管理並びに一部給水管の修理に関すること。
- (7) 導, 送水管（管理者の指定するものを除く。）及び配水管の維持, 改良工事の施行に関すること。
- (8) 配水管整備増強工事の施行に関すること。
- (9) 都市計画事業に伴う配水管の整備工事の施行に関すること。
- (10) 漏水防止工事の施行に関すること。
- (11) 配水管の受託工事の施行に関すること。
- (12) 基幹施設整備工事のうち送, 配水管工事（管理者の指定するものを除く。）の施行に関すること。
- (13) 団地給水工事（送, 配水管工事に限る。）の施行に関すること。
- (14) 工業用水道の配水管の維持管理及び一部給水施設の修理に関すること（東部センターに限る。）。
- (15) 工業用水道の配水管の維持, 改良工事の施行に関すること（東部センターに限る。）。

センター(1)

〔中部・西部・垂水〕

<お客さま係>

- (1) センターに属する庶務に関すること。
- (2) 水道料金その他諸収入金の調定, 収納及び還付に関すること。
- (3) 使用水量の査定及び調査に関すること。
- (4) 水道料金その他諸収入金の未納整理に関すること。
- (5) 神戸市水道条例違反の調査及び報告に関すること。
- (6) センターにおける広報及び相談並びにお客様サービスの企画及び推進に関すること。
- (7) センターに属する業務に付随する事務（工事系の所管に属するものを除く。）に関すること。

<工事係>

- (1) 給水装置工事の設計実施及び調査に関すること。
- (2) 給水装置の維持修繕に関すること。
- (3) 貯蔵品の受払（西部センターを除き, 給水工事材料に限る。）に関すること。
- (4) 水道メーター（西部センター以外は口径50ミリメートル以上の大型メーターを除く。）の維持作業に関すること。
- (5) 配水操作に関すること。
- (6) 導, 送水管（管理者の指定するものを除く。）及び配水管の維持管理並びに一部給水管の修理に関すること。
- (7) 導, 送水管（管理者の指定するものを除く。）及び配水管の維持, 改良工事の施行に関すること。
- (8) 配水管整備増強工事の施行に関すること。
- (9) 都市計画事業に伴う配水管の整備工事の施行に関すること。
- (10) 漏水防止工事の施行に関すること。
- (11) 配水管の受託工事の施行に関すること。
- (12) 基幹施設整備工事のうち送, 配水管工事（管理者の指定するものを除く。）の施行に関すること。
- (13) 団地給水工事（送, 配水管工事に限る。）の施行に関すること。
- (14) 工業用水道の配水管の維持管理及び一部給水施設の修理に関すること（垂水センターを除く。）。
- (15) 工業用水道の配水管の維持, 改良工事の施行に関すること（垂水センターを除く。）。
- (16) 水道メーターの管理に関すること（西部センターに限る。）。
- (17) 貯蔵品（配水工事材料に限る。）の管理に関すること（西部センターに限る。）。

- (18) 不用品の受払，保管及び処分に関すること（西部センターに限る。）。
- (19) 貯蔵品（配水工事材料に限る。）の調査研究及び改善に関すること（西部センターに限る。）。
- (20) 前4号に付随する事務に関すること。

## 令和元年度 主要事業

### 1. 水道事業の概要（経営企画課）

水道事業は、明治33年（1900年）の給水開始以来、市民生活や産業に不可欠な都市基盤施設として、都市の成長とともに事業を拡大してきました。しかしながら近年、節水型社会の進展に加え、本市人口の減少等の影響により、経営規模が縮小する中で、将来に渡って適切なサービスを提供するため、技術の継承を図りながら、徹底した事務事業の見直しや公民連携の推進などに取り組むことで、経営の効率化に努め、安全で安心な水道水を安価に提供していきます。

### 2. 工業用水道事業の概要（業務課）

工業用水道事業は、神戸市の臨海部に進出する企業の水需要に応じるため、昭和39年に事業を開始しました。当事業は開始から50年以上経過しており、近年は老朽化した施設を更新するため、ポンプ場や導水管・送水管等を改築してきました。今年度以降も、緊急時の断水を回避するための管路の複数系統化や、経年化の著しい配水管の更新を計画的に進めていきます。

### 3. 配水管の更新・耐震化（配水課）

水道事業において、経年劣化した配水管による漏水・赤水などの事故、災害による破損を防ぐため、新しい配水管への更新にあわせて、年間40kmのペースで配水管を耐震化していきます。また、口径の縮小や新材料の採用などにより更新費用が安価となる取り組みもあわせて実施していきます。

### 4. 上ヶ原浄水場の再整備（計画調整課）

千苅貯水池による阪神水道系へのバックアップ機能を強化するために、水系が異なり、自然エネルギーの有効活用が期待できる上ヶ原浄水場を再整備します。なお、再整備をより効果的・効率的に実施するために、PFI法（※）に基づき、官民で連携して取り組むこととし、今年度中に事業者を決定します。

（※）民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

### 5. バックアップ体制の強化（施設課）

本市では震災を教訓に災害や事故に備えて市街地東部地域で大容量送水管や緊急時連絡管の整備を進め、送水の安定性の向上を図ってきました。

現在、さらなる送水の安定性の向上を目的に、市街地西部地域で送水管の連絡や北神地域で送水施設の再整備に取り組んでいます。

## 6. 災害時の水の確保（配水課）

震災の経験や教訓を踏まえ、災害時の水を確保できるよう62箇所の災害時給水拠点を整備してきました。この取り組みにより、災害直後でも、全市民に換算すると、飲料水（1人1日3リットル）約26日分相当が確保されるようになりました。災害時給水拠点の取り組みに加え、平成29年度からは、防災福祉コミュニティ単位に1か所となるよう、避難所となる学校を中心に、災害時に仮設の給水栓となるふっQすいせんを設置しており、今年度は市内10箇所での整備を予定しています。

## 7. 再生可能エネルギーの活用（施設課）

本市ではこれまで、太陽光発電、小水力発電といった再生可能エネルギーを導入してきており、CO2排出量削減など地球環境への負荷低減と電力使用量の低減を図ってきました。また、環境にやさしい水道システムの構築を目指して、マイクロ水力発電の導入、災害時等の停電に備えて、応急給水活動に必要な電源としての再生可能エネルギーの活用を進めていきます。

## 8. 水質管理の徹底（施設課）

水質検査計画に基づく定期的な検査や自動計測計器による連続監視により安全・安心な水道水を供給し、さらに水安全計画やISO/IEC17025を運用して、水質管理体制の一層の強化を図っています。また、水草表面に生息する特定の微生物を活用してかび臭を発生する植物プランクトン(アナベナ)の増殖を抑制する方法の検討を行い、貯水池におけるかび臭低減対策としての実用化を目指します。

## 9. 悪質事業者対策（配水課）

水回りの修繕に関する契約トラブルは全国的にも問題となっており、本市においても消費生活センターへの相談が多数あり、緊喫の課題となっています。

この課題に対し、市民が安心して修繕を依頼できる水道修繕受付センターのPRを、水道週間などの機会を通じて、消費生活センター及び建設局下水道部とも連携しながら実施しています。今年度は地下鉄車輦内での広告掲載を実施するとともに、引き続き他部局と連携しながら、各種イベントでのチラシ配布等によるPRを行います。

## 10. 広報とコミュニケーションの充実（計画調整課）

水道事業やその課題に対する市民の関心を高めるために、幅広い世代の方々に情報発信を展開します。様々な広報媒体やグッズの活用、各種イベントや出前トークの機会を利用して双方向のコミュニケーションを深めていきます。今年度は「水道水の利用促進」をテーマに、市民に水道水の持つ多様な魅力を再認識していただけるような広報に取り組んでいきます。